

米子市立弓ヶ浜中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日制定

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

はじめに

いじめは、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼす行為であり、人間として絶対に許されない行為である。

米子市では、いじめ問題の根絶をめざした学校づくりのために、平成 24 年度に「いじめに関する指導ガイド」（以下「いじめ指導ガイド」という）が作成された。その後、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、本市におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）のための対策を米子市・学校・家庭・地域・関係機関が連携し、総合的かつ効果的に推進するために、平成 26 年度には「米子市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を制定すると同時にいじめ指導ガイドを改訂し、いじめ防止の取組が進められてきた。

この度、国が基本方針を改訂し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「国ガイドライン」という）を策定したことにより、児童生徒が安心、安全に学校生活を送ることができるよう、また学校における更なる取組の充実をめざして、市基本方針ならびにいじめ指導ガイドの改訂が行われた。（※なお、方針における学校とは米子市立小中学校をいう。）

I いじめ問題の理解

1 いじめ問題とは

いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る問題である。

また、いじめは子どもの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や犯罪など、様々な問題を引き起こす背景ともなる深刻な問題である。

さらに、最近のいじめは、携帯電話やスマートフォン、また、ゲーム機や音楽機器などの手軽にインターネットにつながる道具が身近にあることにより、一層見えにくいものになっている。

こうしたいじめは、人権侵害であり、決して許すことのできないものである。

また、命に関わる問題であるという危機感を持って対応することが大切である。

（いじめに関する指導ガイド I いじめ問題の理解）

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第 2 条）

II いじめに対する基本的な認識

- 1 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- 2 いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こる可能性がある。
- 3 いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、人間として絶対に許されない卑怯な行為である。
- 4 いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つで、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。
- 5 いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、児童生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切である。
- 6 児童生徒の感じる被害性に着目し、積極的にいじめを認知することで、早期に組織で対応することができ、深刻・重大ないじめにつながることを防ぐことができる。
- 7 いじめの防止等においては、各学校が中学校区におけるめざす子ども像を共有し、連携して取り組むことが大切である。
- 8 いじめの防止や解決は、学校だけではなく、児童生徒、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場から責務を果たし連携して取り組むことが大切である。
- 9 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外ではなく、大人達が「心豊かで安全・安心な社会をつくる」とする認識の共有が不可欠である。

III 組織的・計画的に取り組むための組織

校区のめざす子ども像

語り合い、学び合い、支え合いながら仲間とともに高め合う子ども

弓ヶ浜中学校・学校目標

みんなに安心で楽しい学校

○いじめ防止等の対策のための組織「弓ヶ浜中学校いじめ防止対策委員会」(以下「対策組織」という)を設置する。

○担当者を生徒指導主事とする。

【対策組織構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権教育主任、学年主任、養護教諭
教育相談担当、該当担任等

尚、事案の解決に当たっては、必要に応じて関係機関と連携を図るとともに、対策組織への参加を依頼する。

(米子市教育委員会学校教育課、米子警察署、医療機関、スクールカウンセラー、児童相談所、家庭児童相談室等)

- 〈役割〉
- ①学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の把握、定期的検証
 - ②教職員の共通理解と意識啓発
 - ③児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発・意見聴取
 - ④教育相談や相談窓口の集約
 - ⑤いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - ⑥発見されたいじめ事案への組織的な対応
 - ⑦対策組織の取り組み状況及び、対応の記録
 - ⑧重大事態への対応

〈具体的な取り組み〉

- ・年度初め、全ての教員がいじめに対して共通の理解をもち、そのための取り組みに対して共通の認識を持つ。
- ・長期休業明けや学期ごとに「学校生活意識調査アンケート」を実施し、対策組織の会議を開催する。
- ・全教職員へ、会議の内容、今後の取組等について伝え、共通理解して取り組む。
- ・年度末の対策組織の会議では基本方針の見直しもあわせて行い次年度に生かす。

IV いじめの未然防止

生徒がいじめに向かわせないようにするために、以下のことに取り組む。

＜いじめが起きにくい学校・学級風土をつくり出すために＞

- 全職員が、確かな人権感覚を身につけ、生徒の努力を認めたり、成長を喜んだりする言葉かけを行う。
 - ・全職員が明るく元気なあいさつをする。 ・生徒に寄り添った声かけをする。
- いじめの未然防止に組織的・計画的に取り組む。
 - ・いじめ防止年間指導計画を作成する。
- 校区の小・中でお互いを理解し合い、いじめの対応も一貫して行う。
 - ・いじめ防止基本方針を突き合わせ、共通実践事項等について協議する。
 - ・いじめの事実については、小中両校の該当担任が直接引き継ぎを行う。

- 自己肯定感の高まる取り組みを日常的に行う。
 - ・日常的な活動(朝の会・終わりの会・班活動・授業など)で認め合える場を設定する。
 - ・体育祭・文化祭の事前事後の取り組みや学校行事、学年行事などで、生徒同士が関わり合える活動を仕組み、自己有用感を感じられるようにする。
 - ・関わり合い、学びあえる学習活動を充実させる。
 - ・生徒会活動を活性化し、生徒同士が互いに高め合える活動を設定する。
 - ・ボランティア活動などで地域との交流を図り、地域への所属感を持たせる。
- 保護者との連携を図り、生徒の規範意識を養うための指導などの、いじめ防止等のための取り組みを推進する。
- 保護者にいじめ防止基本方針の取り組みについて伝えることで、意識啓発を図る。
 - ・様々な機会を利用して取り組みを伝える。
- 弓ヶ浜中学校区指導委員会や各公民館青少年育成会など、日頃より弓ヶ浜中生徒と接していただいている地域の方々と連携・情報共有を密にしながら、いじめ防止等の取り組みを推進する。

<いじめをしない許さない生徒を育てるために>

- 道徳を始めすべての教育活動を通して、互いに認めあい高めあえる人間関係の構築に努める。
- 授業や行事の中で、生徒が安心して自己を表現することができ、自己の存在感や充実感を感じられる居場所づくりに努める。
 - ・課題のある生徒に寄り添う。 ・小グループでの学び合い。
 - ・間違ったり失敗したりしても笑われない学級づくりを行う。
- 人権教育を充実させ、いじめの問題性に気づき、考え、行動できる児童生徒の育成に努める。
 - ・9年間の成長を見通した人権教育年間計画の作成 ・人権作文の取り組み
- いじめの未然防止の視点で各教育活動の年間計画を見直し、学年・学校・校区で共通した取り組みを充実させる。
 - ・弓ヶ浜中学校区教育連絡協議会人権教育推進部会で検討、実践を続ける。
- 生徒の主体的な活動を支援する。
 - ・生徒会による「いじめをなくす」ための活動を支援する。
 - ・生徒集会で、生徒による自治活動を意識づける。
- 情報教育や学活で、情報モラル教育の充実を図る。
 - ・情報モラルに関わる生徒対象の講演会の実施 ・非行防止教室の設定
- コミュニケーション能力を育てる機会や場の設定の取り組みを充実させる。
 - ・各教科における言語活動の充実 ・朝の会、終わりの会での報告や意見発表
 - ・各行事において、生徒によるプレゼンテーションの機会を増やす。
- 計画的・継続的に異学年交流・小中交流を設定し、自己有用感を高める活動を経験できる場をつくるなど絆づくりの推進に努める。
 - ・部活動 ・委員会活動 ・体育祭 ・ボランティア活動 ・新入生説明会、交流会

V いじめの早期発見

何らかの問題があることが判明した場合、「いじめなのかかもしれない」「いじめに発展するかもしれない」という視点に立ち、いじめの早期発見に向け以下のことに取り組む。

<ささいな変化に気づく取り組み>

- 生徒との会話をできるだけ多くし、様子を注意深く観察する。
 - ・いじめに関する指導ガイドⅢ 5 子どもの現状を把握するためのチェックポイントを活用。
- 定期的に教育相談を行い、生徒の声に耳を傾ける。
 - ・学期に一回（5月、10月、2月）教育相談を行う。
 - ・教育相談前には、アンケート調査もあわせて行い、生徒が相談しやすい環境を整える。
- 長期休業明けにアンケートを行い、児童生徒の変化に気づききっかけとする。
- 調査結果の考察から実態を見る。
 - ・年2回Q-U調査を行い、分析結果を活用する（6月・12月）
- スクールカウンセラーの利用について生徒や保護者に周知し、あわせて相談電話などについても伝える。
- 家庭訪問、家庭連絡などをこまめに行い、いじめの早期発見に努める。

<気づいた情報を確実に共有する取り組み>

- 日常的に情報を共有する場を設ける。
 - ・主任会、生徒指導担当者会、人権教育担当者会など、学年間の情報が共有できる場を計画的に設ける。
 - ・生徒についての情報は、職員朝会や月例職員会、臨時の職員打合せなどで、皆が必ず確認することを習慣とする。
 - ・校内 LAN 内の掲示板で情報共有する。

VI いじめへの対処（早期対応・早期解決）

- いじめに係る情報を入手したものは、生徒指導主事等を通して対策組織に連絡をする。
- いじめを目撃した場合は、その場でその行為を止めることを最優先する。
- 得られた情報からいじめであると判断した場合は、対策組織が中心となって必要に応じて関係者を招集し、いじめ対策ケース会議を開催する。被害者対応班、加害者対応班、間接対応班などの組織的対応の基本的な流れを設定する。あわせて関連機関との連携が必要な場合は速やかに連絡を取る。
- 事実確認を行い、いじめた生徒、いじめられた生徒、いじめを見ていた生徒に対して、それぞれの立場の生徒の心に寄り添った支援や助言をしていく。（いじめに関する指導ガイドⅣいじめへの対応1～3）
- 事案に関係する情報を全職員で共有する。
 - ・昼休憩や放課後などに共通理解の時間を持つ。
 - ・時間が持てないときは、校内 LAN 掲示板、ホワイトボードなどを使って、情報共有する。また、主任会を通して情報共有する場合もある。
- いじめ対策ケース会議を開き、本事案に対する学校としての対応方針を決定する。

- いじめられている生徒の保護者・いじめている生徒の保護者の双方に直接会って、事実とともに改善へ向けた学校の指導方針を伝えるとともに、早期解決に向けて協力を求める。(いじめに関する指導ガイドⅣ 4 保護者への対応)
- 早期に解決に至らなかったり、解決が困難な場合は、対策組織で協議し、必要に応じて、教育委員会に相談したり、関係機関と連携を図る。
- ネットへの、不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、米子市教育委員会・警察と連携し直ちに削除する措置をとる。(いじめに関する指導ガイド P49～52)
- 事案における確認した事実や、対応等については、対策組織が中心となって時系列で記録する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

※重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条にある重大事態があった場合は、次の対応を行う。

- ① 重大事態発生報告を速やかに、市教委に行う。
- ② 市教委との協議の上、重大事態に対応する組織を設置する。
- ③ 設置した組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果は、いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供し、市教委へ報告を行う。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

Ⅶ 関係諸機関との連携

学校内だけでは解決を図ることが困難な場合には、生徒の状況に応じて適切な関係機関や地域と連携していく。(いじめに関する指導ガイドⅣ 8 関係機関や地域との連携)

- 警察との連携が必要なケース
 - ・暴行を受けてけがをしたり、万引きを命令されたり、金品を要求されたりするなど、犯罪の可能性が予測される場合。
- 医療機関・スクールカウンセラーとの連携が必要なケース
 - ・いじめ発生後、学校に登校できなくなり長期化している場合。
 - ・自殺をほのめかす、幻聴、幻覚などを訴えるなど、極度の精神的ダメージを受けている場合。
- 児童相談所や地域の民生委員等との連携が必要なケース
 - ・いじめの背景に養育上の課題があるなど、子どもや保護者への支援が必要であると判断された場合。

〈主な機関連絡先〉

米子市教育委員会学校教育課	2 3 - 5 4 3 2
米子警察署	3 3 - 0 1 1 0
少年サポートセンター	3 1 - 1 5 7 4
米子児童相談所	3 3 - 1 4 7 1
米子市健康対策課家庭児童相談室	2 3 - 5 1 7 6